

「特定認定長期優良住宅」又は「認定低炭素住宅」の
認定を受けられている方へ

住宅用家屋証明書（写し）を保管してください。

住宅用家屋証明書は、登録免許税の軽減を受けられる際に必要となるだけでなく、所得税の住宅借入金等特別控除等の適用を受ける場合に、確定申告をする際の提出書類の一つとして必要になります。（※1）

確定申告をされる場合は、住宅用家屋証明書の写しを保管してください。（※2）

※1：京都府が発行した認定長期優良住宅建築証明書等を提出される場合は、住宅用家屋証明書（写し）の提出が不要となる場合があります。

確定申告に必要な書類の詳細については右京税務署にお問い合わせ下さい。

Tel：075-311-6366

※2：住宅用家屋証明書の再発行には再度、申請書に記入・押印が必要となり、1,300円の手数料がかかります。

長岡京市役所 税務課 資産税係 家屋担当
（直通）Tel：075-955-9508
（代表）Tel：075-951-2121